

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市国民健康保険一部負担金助成事業実施要綱（平成25年告示第318号）第5	不正利得の返還	健康保険課

盛岡市国民健康保険一部負担金助成事業実施要綱第5に基づき、不正利得の返還に係る処分基準は次のとおりとする。

助成を受けた者が、偽りその他の不正の行為により助成を受けたものであると市長が認めること。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。

【参考資料】

盛岡市告示第 318号

盛岡市国民健康保険一部負担金助成事業実施要綱を次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

平成25年5月7日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市国民健康保険一部負担金助成事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、市が行う国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）のうち低所得の者の属する世帯に対して一部負担金相当額の一部を助成することにより、低所得の被保険者の受診を促して心身の健康を保持し、もってこれらの者の病状の悪化に伴う市の医療費の支出の抑制を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2 この告示による助成対象者は、被保険者のうち、次に掲げる要件を全て満たす世帯の世帯主又は当該世帯の生計を主として維持する者とする。

(1) 世帯全員の認定収入月額（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の規定により認定する収入をいう。）の合計が基準最低生活費（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の1に規定する生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の月額の基準の合算額をいう。以下同じ。）の額以下であること。

(2) 世帯全員の預貯金額の合計が基準最低生活費の3月分に相当する額以下であること。

(3) 一部負担金を支払うことにより生計の維持が困難になると認められること。

(助成額)

第3 この告示による助成額は、助成対象者の属する世帯に係る国民健康保険の一部負担金のうち次に掲げるものの合計額に相当する額とし、助成金の請求は、1世帯につき1年度に2回を上限とする。

(1) 助成対象者が助成を希望する月分の一部負担金

(2) 助成対象者が助成を希望する月の翌月分の一部負担金（入院をした被保険者に係るものに限る。）

(助成金の請求)

第4 助成金の交付を受けようとする者は、助成を希望する月の翌月（助成額に第3第2号の一部負担金相当額が含まれる場合にあつては、翌々月）の末日までに、国民健康保険一部負担金助成事業申請書に収入等申告書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、この告示による給付を適当と認めたときは国民健康保険一部負担金助成決定通知書により、不適当と認めたときは国民健康保険一部負担金助成不承認通知書によりその旨を通知するものとする。

(不正利得の返還)

第5 市長は、偽りその他不正の行為によりこの告示による助成を受けた者に対し、当該助成をした額の全部又は一部を返還させることがある。